

# 意見書（医師記入）

あさかたんぽぽ保育園・第二あさかたんぽぽこども園

園児名

※該当する疾病に○印をつけてください

※	疾病名	登園のめやす
	麻しん（はしか）	解熱後3日を経過していること
	インフルエンザ	発症日 月 日 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日経過するまで
	風しん	発しんが消失していること
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂瘍（かさぶた）化していること
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺、舌下腺、の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後、2日経過していること
	流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	医師により感染のおそれがないと認められていること
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌髄膜炎)	医師により感染のおそれがないと認められていること

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。

意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症についての意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際にはこの「意見書（医師記入）」を園に提出してください。